

セクシャルハラスメントは許しません！！

- 1 職場におけるセクシャルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、組織にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
- 2 当院は下記の行為を許しません。
 - ① 性的な冗談、からかい、質問
 - ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
 - ③ その他、他人に不快感を与える性的な言動
 - ④ 性的なうわさの流布
 - ⑤ 身体への不必要な接触
 - ⑥ 性的な言動により職員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
 - ⑦ 交際、性的な関係の強要
 - ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い など
- 3 この方針の対象は、全職員、また、患者および家族、取引先の社員の方など当院を利用されるすべての方を含みます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシャルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。
- 4 職員がセクシャルハラスメントを行った場合、セクシャルハラスメントの防止に関する規定に従い、就業規則第65条の規定により処分されることがあります。
その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。
 - ① 行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
 - ② 当事者同士の関係（職位等）
 - ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等
- 5 相談窓口
職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談責任者は事務部長、相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談下さい。
また、上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
岩崎看護部長 （内線3023、メール kangobutyousaiseikai-karatsu.com）
山新田総務課主任 （内線2302、メール info@saiseikai-karatsu.com）
相談者及び行為者についてもプライバシーを守って対応します。
- 6 相談者はもちろん、事実関係の事実確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。